

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成27年6月5日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ岡山一宮店

所在地 岡山市北区檜津字横関574番1ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東洋プロパティ株式会社

住所 東京都港区虎ノ門一丁目1番28号

代表者の氏名 代表取締役 今崎 恭生

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

(変更後) 東京都港区虎ノ門一丁目1番28号

② 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 高宮 泉

(変更後) 代表取締役 今崎 恭生

(4) 変更年月日

① 住所の変更 平成26年5月7日

② 代表者氏名の変更 平成26年6月20日

2 届出年月日

平成27年5月27日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成27年6月5日から平成27年10月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課